令和８年度青森県介護支援専門員研修受講支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１　県は、県内の介護施設等における介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の確保及び定着を促進し、県内の介護提供体制を確保するため、介護施設等が、介護支援専門員等の資格取得又は更新に必要な法定研修の受講料の全部又は一部を負担するのに要する経費について、令和８年度予算の範囲内において、当該介護施設等を運営する者に対し、青森県介護支援専門員研修受講支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和 45 年３月青森県規則第 10 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業所、補助対象研修、研修受講者及び補助対象者）

第２　補助金の対象となる介護施設等（以下「補助対象事業所」という。）は、介護支援専門員等の資格の取得又は更新に必要な、別表１に定める法定研修（以下「補助対象研修」という。）を受講した介護職員等（以下「研修受講者」という。）が就労し、その受講料（ただし、指定教材代や交通費等は除く。以下同じ。）の全部又は一部を負担する県内の別表２に該当する介護施設等とし、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業所を運営する者とする。

２　研修受講者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）令和８年度補助対象研修を修了していること。

（２）ケアプラン作成を行う介護支援専門員等として、補助対象事業所（同一の事業所に限る。）に補助対象研修期間の最終日又は介護支援専門員として勤務を開始する日のいずれか遅い日から３か月以上の期間継続して就業していること。

（３）補助対象者に直接雇用されていること。

（４）申請に係る受講料について、青森県以外の自治体等から補助（教育訓練給付金（雇用保険法第 60 条の２に基づく教育訓練給付金をいう。以下同じ。）を除く。）を受けていないこと。

３　補助対象者及び補助対象事業所は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）申請に係る受講料について、青森県以外の自治体等から補助を受けていないこと。

（２）補助対象研修の受講料の全額又は一部を負担していること。なお、研修受講者が受講料を支払った場合には、その全部又は一部について、補助対象者から研修受講者への支払を完了させていること。

（補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助金の額）

第３　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助基準額及び補

助率は別表３のとおりとする。

２　補助金の額は、次により算出した額以内の額とする。

（１）研修受講者ごとに補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較し、いずれか低い額を選定する。

（２）（１）により選定された額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額（ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を算出する。

（申請書等）

第４　規則第３条第１項の申請書は、令和８年度青森県介護支援専門員研修受講支援事業費補助金交付申請書（第１号様式）によるものとする。

２　規則第３条第２項及び第３項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（１）令和８年度青森県介護支援専門員研修受講支援事業費補助金所要額調書（第１号様式の別紙）

（２）補助金振込先口座の通帳の写し

（３）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第５　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第５条の規定により付された条件となるものとする。

（１）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費及びその内容を変更する場合において、令和８年度青森県介護支援専門員研修受講支援事業変更承認申請書（第２号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合において、令和８年度青森県介護支援専門員研修受講支援事業中止（廃止）承認申請書（第３号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。

（３）補助金の交付を受けた介護事業所は、当該補助金に係る関係書類等（書類等に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（４）補助金の交付を受けた後、第２第２項及び第３項の要件を満たさなくなった場合において、知事の定めるところにより、補助金の全部又は一部を県に納付すること。

（申請の取下げの期日）

第６　規則第７条第１項の規定による補助金の交付の申請の取下げ期日は、補助金の交付

の決定の通知を受けた日から起算して 14 日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第７　補助金は、精算払とする。

（実績報告等）

第８　規則第 12 条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して 30 日を経過した日又は令和９年度４月 15 日のいずれか早い期日までに令和８年度青森県介護支援専門員研修受講支援事業完了（廃止）実績報告書（第４号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（１）令和８年度青森県介護支援専門員研修受講支援事業費補助金精算額調書（第４号様式の別紙１）

（２）補助対象研修の修了を証明できる書類の写し

（３）証明書（第４号様式の別紙２）及び振込明細書等の写し

（４）第３第２項に規定する教育訓練給付金制度の補助を受けている場合にあっては、当該補助に係る額を確認できる書類

（５）その他知事が必要と認める書類

（補助金の請求）

第９　補助金の請求は、介護支援専門員研修受講支援事業費補助金請求書（第５号様式）を知事に提出して行うものとする。

附　則

この要綱は、令和８年 11 月４日から施行し、同年４月１日から適用する。

別表１（第２関係）

補助対象 研修	公益社団法人青森県介護支援専門員協会が実施する次の研修 ・介護支援専門員実務研修 ・介護支援専門員更新研修（実務経験者・１回目） ・介護支援専門員更新研修（実務経験者・２回目以降） ・介護支援専門員更新研修（実務未経験者） ・介護支援専門員再研修 ・主任介護支援専門員研修 ・主任介護支援専門員更新研修

別表２（第２関係）

補助対象 事業所	介護保険法に規定される次のサービスを提供する介護施設等 ・特定施設入居者生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・複合型サービス ・居宅介護支援 ・介護保険施設 ・介護予防支援

別表３（第３関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率
研修受講者が受講する補助対象研修に係る受講料から研修受講者が受給する教育訓練給付金の額を差し引いた額について、補助対象者がその全部又は一部を負担するのに要する経費	研修受講者１人あたり ２万円	１／２